

価格高騰重点支援給付金(7万円給付)【家計急変世帯分】について

給付金について

この給付金は、**予期せず家計が急変**したことで収入が減少し、**世帯員全員が住民税非課税相当**となった世帯（**家計急変世帯**）に1世帯当たり7万円を支給するものです。

住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から令和5年12月までの任意の1か月の収入を1.2倍したもの）が住民税均等割非課税水準以下になることを言います。

収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、年金収入の4種類を対象として計算し、判定します。

※ 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請したり、虚偽の申請に基づき給付を受けた場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

※ **提出期限：令和6年4月30日（当日消印有効）**

※ 記入のしかたについては、「**記入方法**」をご参照ください。

振込時期

給付金は、ご提出いただいた「申請書」に対して、**市が記入内容を確認してからお振込みまで、概ね3週間程度かかります。**

返送が集中する時期は、お振込みまでに時間がかかる場合があります。なにとぞご理解のほどお願いいたします。

提出前にご確認を

記入漏れや誤り、必要な提出書類の漏れがある場合、市からお問い合わせをさせていただく場合があります。

なお、記入漏れなどの確認に時間を要する場合、お振込みまでに時間がかかることとなりますので、よくご確認の上、提出いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ

本給付金についてのお問い合わせは、**価格高騰重点支援給付金コールセンター**までお願いいたします。（受付時間：**平日 9:00~17:00**）

場所 三浦市役所第2分館1階（旧三崎中学校）三浦市城山町1番1号

電話 046-882-1111 内線541・542・543・544

※おかけ間違いのないよう、お願いいたします。

給付金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の搾取**」にご注意ください。

